

表

第 号	農地法第14条第 1 項の立入調査 をする農業委員又は職員の身分証明書 氏 名： 生年月日： 年 月 日 上記の者は、農地法第14条第 1 項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする 職員であることを証明する。 発 行 者： 発行年月日： 年 月 日	印
上半身 前向写真		
(押出スタンプ)		

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第 1 項の規定による立入調査のほか、第 7 条第 1 項の規定による買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格 B 8)

立入調査結果報告書

- 1 調査対象法人名
- 2 調査実施年月日
- 3 調査場所
- 4 調査内容
(調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類)
- 5 判明した事実関係
(調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)
- 6 確認された不適正事項
(要件を満たしていない事項又は要件を満たさなくなるおそれがある事項)

以上、調査内容及び調査結果について報告する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

調査担当者 農業委員会 氏名

様式例第9号の1

農地法第18条第1項第4号(第6号)の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名 印

下記農地(採草放牧地)について、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権を解除するので、同法第18条第1項第4号(第6号)の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

平成 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号(第6号)の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日

平成 年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）

審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

下記土地について賃借権の をしたいので、農地法第18条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
賃貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	利用状況	耕作(利用)年数
	台帳	現況			

3 賃貸借契約の内容 別紙賃貸借契約書写しのとおり

4 賃貸借の をしようとする事由の詳細

5 賃貸借の をしようとする日 平成 年 月 日

6 土地の引渡しを受けようとする時期 平成 年 月 日

7 賃借人の生計(経営)の状況及び賃貸人の経営能力

(1) 土地の状況

	農地の面積									採草放牧地の面積			備考		
	自作地			借入地			貸付地			貸付地以外		借入地			貸付地
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	の所有地					
賃貸人														山林	a
														宅地	m ²
賃借人														山林	a
														宅地	m ²

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具の 種類とその数量	種 類		
	数 量		
飼養家畜の種類 とその頭羽数	種 類		
	数 量		
そ の 他			
固 定 資 産 税 額			
市町村民税の所得決定額			

(3) 世帯員（構成員）の状況

	世 帯 員 (構 成 員) (15 歳 以 上) の も の 氏 名	性 別	年 令	世帯員(構成員)就業等の状況(印を付す)					備 考
				農 業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	農地法第 2条第2 項該当者	常 時 出稼者	
賃貸人									年雇(常雇) 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員 (構成員) 男 人、女 人
賃借人									年雇(常雇) 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員 (構成員) 男 人、女 人

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別		離作料 支給土地 の面積	毛上補償		離作補償		代地補償		備考
			10a当り	総量	10a当り	総量	地目	面積	
農地	田								
	畑								
採草放牧地									

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 5 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあっては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 6 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なった年月日及び信託契約終了年月日を記載してください。

様式例第9号の4

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日

農業委員会（知事受付 年 月 日 号）

土地区分	農地	採草放牧地	申請受付	平成 年 月 日		市町村農業委員会 の意見	決定・平成 年 月 日		
目的区分	耕作目的	転用目的		相手方通知予定	平成 年 月 日		却下	不許可	
申請区分	合意	賃貸人	賃借人	契約期間満了	平成 年 月 日		第2項第1号該当		
解除				土地引渡希望	平成 年 月 日		第2号 第4条第5条意見提出 平成 年 月 日 意見書第 号	第3号 該当	
解約				期間の定め のあるもの	同左一 時賃貸				期間の定め のないもの
更新拒絶				当	否		当	否	第5号 該当
条件を変更しなければ更新拒絶				当	否		当	否	無条件許可
				当	否		当	否	条件付許可

第18条第2項該当審査事項			申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
		第 1 号			
	第 2 号				
第3号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
第4号	農業生産法人の要件を欠いていないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
	第 5 号				
(備考)					

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知事の決定 平成 年 月 日 (指令第 号)					
		許 可	無条件	却 下	不許可		
		一部許可	条件付			指 令 接 受 平成 年 月 日	
		本 人 通 知 平成 年 月 日					

都道府県農業会議の見解

(記載要領)

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに を付し、申請区分については該当欄に を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農業生産法人である場合には、当該農業生産法人が農業生産法人でなくなった年月日又は賃貸人が農業生産法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

様式例第9号の5

指令第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住 所
氏 名
賃借人 住 所
氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	台 帳	現 況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 不許可又は却下をする場合には、様式本文中「下記により許可します。」とあるのを、「下記理由により許可しません。」又は「下記理由により却下します。」とし、その理由を記載する。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、なるべく地方農政局長（市町番地）を經由して提出して下さい。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内（判決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

農地法第18条第6項の規定による通知書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

通知者 (賃貸人) 住所
氏名 印

(賃借人) 住所
氏名 印

下記土地について賃貸借の をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	台帳	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 平成 年 月 日

賃貸借の更新拒絶の通知をした日 平成 年 月 日

賃貸借の合意解約の合意が成立した日 平成 年 月 日

賃貸借の合意による解約をした日 平成 年 月 日

6 土地の引渡し時期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 通知者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 5 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

収入
印紙

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）	住所	
	氏名	印
賃借人（以下乙という。）	住所	
	氏名	印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 年間とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経費は、原則として乙が負担する。

- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
 - (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
 - (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。
- 8 目的物の返還及び立毛補償
- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
 - (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- 9 この賃貸借契約に附随する権利又は義務
- 10 契約の変更
- 契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。
- 11 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が 農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 6 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

収入
印紙

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）	住所	
	氏名	印
賃借人（以下乙という。）	住所	
	氏名	印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 年間とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- (3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

11 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

12 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第30条第3項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が 農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経費の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

和解の仲介申立書

平成 年 月 日

農業委員会 御中

申立人 住所
氏名

1 相手方の住所及び氏名

1 紛争に係る農地等の表示

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	台 帳	現 況		

3 申立ての趣旨

4 紛争の経過の概要

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 和解の結果によっては利害関係を有する者が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の氏名及び住所(法人である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに利害関係を5の「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

和解の仲介申立調書

平成 年 月 日

- 1 申立ての年月日
- 2 申立人の住所及び氏名
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 紛争に係る土地の表示
- 5 申立ての趣旨
- 6 紛争の経過の概要
- 7 その他参考となるべき事項

以上は、申立ての内容に相違ありません。

申立人	住所	
	氏名	印
調書作成者	氏名	印

(記載要領)

- 1 申立人の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

和解の仲介の開始通知書

平成 年 月 日

申立人（被申立人） 住所
氏名 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立てに係る紛争事件について、その和解の仲介を行なうこととし、農地法第25条第2項の規定に基づきその仲介委員を下記2のとおり指名したので通知します。

なお、今後、この事件に係る仲介手続きは、同法第25条第2項の規定により仲介委員が行なうこととなりますから、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成 年仲介第 号 請求事件

申立人 氏名

被申立人 氏名

2 指名した仲介委員の氏名

農業委員 氏名

” 氏名

” 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介の開始通知書

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、その和解の仲介を行なうため、下記2のとおり仲介委員を指名したので、通知します。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名
平成 年仲介第 号 請求事件
申立人 氏名
被申立人 氏名
- 2 指名した仲介委員の氏名
農業委員 氏名
" 氏名
" 氏名
- 3 紛争の概要
(別紙申立書写しのとおり)
- 4 その他参考となるべき事項

(記載要領)

法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

和解の仲介の申出書

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立事件については、下記2の理由により当農業委員会において和解の仲介を行なうことが困難（不適當）と認められるので、貴職において、和解の仲介を行なわれたく、申立書を添え、農地法第25条第1項ただし書の規定による申出をします。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成 年仲介第 号 請求事件

申立人 氏名

被申立人 氏名

2 申出をする理由

3 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 申立書又は申立調書及び申立人の同意書を添付する。
- 2 法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

和解の仲介期日等の通知書

平成 年 月 日

申立人（被申立人、参加人）住所
氏名 殿

農業委員会
仲介委員 氏名 印

平成 年仲介第 号 請求事件（申立人 、被申立人 ）に係る和解の仲介を、下記により行ないますので、御出頭願います。

なお、やむをえない理由により当日出頭出来ないときは、代理人を出頭させることも可能ですが、この場合には代理権を証する書面を提出してください。

記

- 1 和解の仲介の期日
平成 年 月 日 時より
- 3 和解の仲介を行なう場所
- 3 その他必要な事項

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介の打切決定通知書

平成 年 月 日

申立人（被申立人、参加人）住所
氏名 殿

農業委員会
仲介委員 氏名 印

下記に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介を行なってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるので、和解不成立として事件を打ち切ることに決定しましたので、通知します。

記

平成 年仲介第 号 請求事件

申立人 氏名
被申立人 氏名
参加人 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介申立ての取下通知書

平成 年 月 日

被申立人（参加人） 住所
氏名 殿

農業委員会
仲介委員 氏名 印

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての取下げがありましたので、通知します。

記

平成 年仲介第 号 請求事件	申立人 氏名
	被申立人 氏名
	参加人 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介結果通知書

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、和解の仲介が終了したので、その結果を通知します。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成 年仲介第 号 請求事件

申立人 氏名

被申立人 氏名

参加人 氏名

2 和解の仲介の終了の期日

平成 年 月 日

3 和解の仲介結果

和解成立（又は和解不成立若しくは取下げ）

（記載要領）

- 1 当事者が法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 和解成立の場合には、和解調書の写しを添付する。

様式例第12号の10

事 件 番 号	平成 年仲介第 号
申 立 年 月 日	平成 年 月 日
事 件 名	
申立人の住所氏名	
被申立人の住所氏名	
参加人の住所氏名	
仲介委員の氏名	
仲介の結果	平成 年 月 日
備 考	

(記載要領)

- 1 事件番号は、暦年ごとに一連番号とする。
- 2 事件名は、その申立ての趣旨により「貸付地返還請求事件」「耕作権確認請求事件」等と記載する。
- 3 「仲介の結果」欄には、仲介終了の年月日とその結果を、「和解成立」、「和解不成立」及び「取下げ」の区分により記載する。
- 4 その申立てに係る紛争が農地法第25条に規定する要件を欠くと認められ、農業委員会会長が仲介を行なわない旨を決定したときは、「仲介の結果」欄に、その決定の年月日及び「却下」と記載する。
- 5 農業委員会が都道府県知事に対して農地法第25条第1項ただし書の申出をしたときは、「仲介の結果」欄に、その申出の年月日及び「知事へ移送」と記載する。
- 6 仲介委員の交替、仲介途中において「知事へ移送」したときには所要事項を「備考」欄に記載する。

和解の仲介記録簿

1 事件の概要

事 件 番 号	年	仲介第	号
申 立 年 月 日	年	月	日
申立人の住所及び氏名	住所	氏名	
相手方の住所及び氏名	住所	氏名	
紛 争 の 概 要			

2 申立に対する処理

受 理	当事者への開始通知	年 月 日		
	知事への開始通知	年 月 日		
	仲 介 委 員 名	(仲介主任)		
知事への申出	申出年月日	年 月 日	理由	
却 下	理 由			

3 仲介の経過

期日・場所	出 席 者		仲 介 の 概 要
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員		
	当 事 者	申 立 人	
		相 手 方	
利 害 関 係 人			
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員		
	当 事 者	申 立 人	
		相 手 方	

	利害関係人		
年月日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		
年月日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		

(小作主事が意見を求めた場合のみ)

4 小作主事の意見

意見聴取年月日	年 月 日
小作主事の所属氏名	
意見方法	口頭・書面・その他
意見要旨	

5 仲介結果

和解成立・和解不成立・取下	内 容	
---------------	-----	--

6 知事への結果通知年月日

年 月 日

(記載要領)

- 1 1の「事件の概要」を申立書で代える場合は、事件番号のみ記載する。
- 2 2の「申立に対する処理」が「知事への申出」及び「却下」の場合は、3以下の記載は不要である。
- 3 4の「小作主事の意見」は、書面により意見が述べられたときは、記載を省略して差し支えない。なお、意見書を本記録簿に整理して保管する。

和解の仲介の開始通知書

番 号
平成 年 月 日

申立人（被申立人） 住所
氏名 殿

都道府県知事 印

農業委員会から申出のあった下記1に記載する和解の仲介事件について、農地法第28条第2項の規定に基づき、担当小作主事を下記2のとおり指定して和解の仲介を行なわせることとしましたので、通知します。

なお、今後の仲介手続は担当小作主事が行なうこととなりますので、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成 年 県仲介第 号	請求事件
	申立人 氏名
	被申立人 氏名

2 指定した担当小作主事の氏名

小作主事 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

指導通知書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第30条第3項の規定に基づく指導を行いますので、その旨を通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 調査者

(3) 利用状況

3 指導開始年月日

4 指導を行う農業委員の氏名

5 指導内容

6 遊休農地である旨の通知を行う期日

年 月 日までに農業上の利用の増進が図られない場合等は、農地法第32条の規定に基づく遊休農地である旨の通知を行います。

(記載要領)

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 指導内容は、以下の事項を参考にされたい。
 - (1) 農地法第2条の2の規定により、農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する責務があります。
 - (2) このため、記の1の農地について、農業上の利用の増進を図るため、適正かつ効率的な耕作を再開する必要があります。
 - (3) 自ら耕作ができない場合には、農業委員会へ第三者への貸借のあっせんを申し出てください。
(農業委員会の連絡先)
 - (4) 地域(農地の所在地域)においては、農地活用の一環として都市住民等の体験交流を計画しており、農地の提供等協力を御願います。
 - (5) 記の6の通知を受けた場合、農地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対して、利用計画の届出等、順次法的措置を行うこととなりますので、御留意ください。
 - (6) 記の1の農地が、農地等に対する相続税の納税猶予制度の適用を受けている場合には、農地法第32条の規定に基づく遊休農地である旨の通知が発出されたときにその旨を税務署長に通知します。これにより当該猶予措置が打ち切られますので、御留意ください。

遊休農地通知書

番
平成 年 月 日 号

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は遊休農地であるので、農地法第32条の規定に基づき通知します。

なお、農地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)は、農地法第33条第1項の規定により、この通知があった日から起算して6週間以内に、遊休農地に係る農業上の利用の増進に関する計画を届け出なければなりません。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第30条第3項の該当号

農地法第30条第3項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

(留意事項)

- 1 利用計画の届出は、別紙様式(様式例第13号の4)で行ってください。
- 2 利用計画を通知のあった日から起算して6週間以内に届け出ない場合又は虚偽の届出を行った場合は、30万円以下の過料に処されます。(農地法第68条第2号)
- 3 疾病による療養等により、6週間以内に利用計画の届出ができない場合は、農業委員会に連絡してください。

(農業委員会の連絡先)

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「農地法第30条第3項の該当号」欄には、対象農地が農地法第30条第3項各号のいずれに該当するかを記載する。

公 告

下記農地は遊休農地であるので、農地法第32条ただし書の規定に基づき公告する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第30 条第3項の 該当号	遊休農地の 所有者等の 情報

農地法第30条第3項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地

- 2 この公告は、農地法第32条に基づく通知を受けるべき遊休農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者を知ることができないことから行うものである。
- 3 農地法第30条第3項第1号に該当する農地について、遊休農地を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人は、この公告があった日から起算して6か月以内に、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

(記載要領)

- 1 記の1の「農地法第30条第3項の該当号」欄には、当該農地が農地法第30条第3項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の遊休農地の所有者等の情報欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 記の3は、当該農地が農地法第30条第3項第1号に該当し、かつ、当該農地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し第32条の規定に基づく通知がされなかった場合のみ記載する。

利用計画届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名 印

農地法第33条第1項の規定に基づき、遊休農地の農業上の利用に関する計画について、下記のとおり届け出ます。

記

農地に関する事項	所在・地番	地目	面積 (㎡)
所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名
遊休農地の農業上の利用に関する計画	内容		予定時期
利用権の設定等について あっせんの希望	有・無 (希望するあっせんの内容)		
その他参考となるべき事項			

(記載要領)

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利(賃借権等)の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 5 「遊休農地の農業上の利用に関する計画」の「内容」欄には、現に有する農業上の利用に関する計画を可能な限り詳細に記載してください。
- 6 「その他参考となるべき事項」欄には、遊休農地の利用に関して、労働力(見込み含む)、農業機械の保有状況等参考となる事項を記載してください。

勧告書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを、農地法第34条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

のため、農地法第34条第1項第 号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

5 講じた措置の報告

(留意事項)

措置を講ずべき期限までに必要な措置を講じない場合、法第35条第1項の規定により、遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行う旨の通知を行うことがあることを申し添えます。

(記載要領)

- 1 記の5の「講じた措置の報告」は、講じた措置について報告を求めると認めるときに記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 「留意事項」は、遊休農地が法第30条第3項第1号に該当する場合に記載する。

様式例第13号の6

所有権の移転等の協議を行う者を指定する旨の通知書

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

下記遊休農地について所有権の移転等の協議を行う者として、農地法第35条第1項の規定に基づき指定したことを通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	所有者等の住所・氏名

2 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の2の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する(必要に応じて図面、写真等を添付)。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

所有権の移転等の協議を行う旨の通知書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記遊休農地について、この通知があった日から6週間を経過する日までの間、(農地保有合理化法人等の名称を記載)が農地法第35条第2項の規定に基づく所有権の移転等の協議を行うことを、同条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 協議の相手方 (連絡先)

(農地保有合理化法人等の名称、代表者の氏名及び連絡先を記載)

(留意事項)

この所有権の移転等の協議については、法第35条第2項の規定により、疾病又は負傷による療養や災害等協議に応じることのできないやむを得ない事情がなければ拒んではならないこととされています。

ただし、この協議が調わなかった場合又は協議を行うことができなかった場合に、(農地保有合理化法人等の名称を記載)は、法第36条第1項の規定に基づき都道府県知事に対し、この協議に係る所有権の移転等について調停の申請をすることができます。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

調停を受けたい旨の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 印

農地法第35条第2項の規定による所有権の移転等の協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第36条第1項の規定に基づき調停を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

2 所有者等との協議が調わず、又は協議をすることができない事由

3 遊休農地の利用の現況及び見通し

4 申請者の利用計画の内容の詳細

5 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 1 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

特定利用権の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 印

平成 年 月 日に、農地法第36条第4項に基づき調停案の受諾の勧告が行われましたが、勧告を受けた者が2か月以内に当該勧告に係る調停案を受諾しないので、同法第37条の規定に基づき特定利用権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	所有者等の住所・氏名

2 遊休農地の利用の現況及び見通し

3 申請者の利用計画の内容の詳細

4 希望する特定利用権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

特定利用権の設定の裁定に関する通知書

番
平成 年 月 日 号

住所

氏名 殿

都道府県知事 印

下記遊休農地については、農地法第37条の規定に基づき特定利用権の設定に関する裁定が申請されたので、同法第38条第1項の規定に基づき通知します。

なお、平成 年 月 日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)

2 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

3 遊休農地の利用の現況及び見通し

4 申請者の利用計画の内容の詳細

5 申請者の希望する特定利用権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

6 その他参考となる事項

(記載要領)

- 様式例第13号の11(特定利用権の設定の裁定に関する意見書)を添付する。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

特定利用権の設定の裁定に関する意見書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 印

平成 年 月 日付けの通知について、農地法第38条第1項の規定に基づき意見書を、下記のとおり提出します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 権利の種類及び内容

種類	内容

3 遊休農地の利用の状況及び利用計画

4 遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由

5 意見の趣旨及びその理由

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 提出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「内容」欄には、提出者に所有権以外の権原が設定されている場合に、権利(賃借権等)の存続期間、借賃等を記載してください。

特定利用権の裁定通知書

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けで農地法第37条の規定による特定利用権の設定に関する裁定の申請のあった下記の農地について、同法第39条第1項の規定により特定利用権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 特定利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 特定利用権が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定利用権の裁定通知書

番 号
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

都道府県知事 印

農地法第39条第1項の規定により、遊休農地に特定利用権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 特定利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 特定利用権が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、なるべく地方農政局長（市 町 番地）を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内（判決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます。（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記 載 要 領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで公告のあった下記遊休農地について、農地法第43条第1項の規定に基づき遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	所有者等の情報

2 遊休農地の利用の現況及び見通し

3 申請者の利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 記の1の「所有者等の情報」欄には、農地法第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告(様式例第13号の3)の情報等を記載してください。
- 2 提出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

遊休農地を利用する権利の裁定通知書

番
平成 年 月 日 号

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けで農地法第43条第1項による遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請のあった下記遊休農地について、同項の規定により遊休農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 遊休農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 遊休農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 遊休農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

遊休農地を利用する権利の始期までに (地方)法務局(支局、 出張所)に補償金を供託してください。

6 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを都道府県知事に提出してください。

(記載要領)

記の4の「遊休農地の所有者等の情報」には、農地法第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告(様式例第13号の3)の情報等を記載する。

公 告

下記遊休農地について、遊休農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、農地法第43条第3項の規定に基づき公告する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 遊休農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 遊休農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 遊休農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

2の遊休農地を利用する権利の始期までに (地方)法務局(支局、出張所)に補償金を供託すること。

6 その他

遊休農地の所有者等は (地方)法務局(支局、出張所)において、補償金の還付を受けることができる。

(記載要領)

記の4の「遊休農地の所有者等の情報」には、農地法第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告(様式例第13号の3)の情報等を記載する。

措置命令書

番
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

市町村長 印

平成 年 月 日付けで遊休農地である旨の通知（又は公告）をした下記遊休農地において、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	備考

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

3 命令の履行期限

年 月 日

4 命令を行う理由

（留意事項）

- 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 本命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます（農地法第66条）。

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。